

「GX 脱炭素電源法案（“原子力産業救済法案”）の成立を許さない」 研究者・専門家 緊急アピール

岸田政権が突如、原発の再稼働・運転延長・新增設をかかげ、2023年2月に閣議決定したGX（グリーントランスフォーメーション）基本方針に基づき、今国会において、「GX推進法案」、「GX脱炭素電源法案」の審議が進められている。政府は、気候変動対策に一刻も早く全力で取り組む必要がある。しかしながらGX推進法案、GX脱炭素電源法案は、いずれも気候変動対策とは名ばかりで、実態は原子力産業や温室効果ガス排出事業者を保護する内容になっている。

特に、GX脱炭素電源法案は重大な問題をはらんでいる。同法案は、電気事業法、原子炉等規制法、再処理等拠出金法、再エネ特措法、原子力基本法の5つの法律改正案を一括して審議する「束ね法案」となっている。

同「束ね法案」の最大の問題は、原子力利用の憲法たる原子力基本法に、国の「責務」および「基本施策」を詳細に定め、原子力産業に対して政策的保護を与え、原子力利用を永続化することにある。これは、「電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても」「安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備する」としていることから明らかである。

加えて、「束ね法案」には、運転期間を原則40年とする定めを電気事業法に移すことも含まれている。法案が成立すれば、原子力規制委員会が行っていた運転期間延長の認可を経済産業大臣が行うようになる。これは、福島原発事故の原因となった「規制の虜」を新たに作り出すことに他ならない。

このほかにも「束ね法案」には、再処理や放射性廃棄物最終処分等にかかわる問題も含まれている。

そもそも5つもの重要法案を束ねて一括して提示することは、国民の理解を困難にし、国会における丁寧な審議を妨げるものであり、許されない。

以上のことから、私たちは、今国会に提出されたGX推進法及びGX脱炭素電源法の成立に反対する緊急アピールを表明する。

<緊急アピール呼びかけ人（五十音順）>

- 浅岡 美恵（弁護士、気候ネットワーク理事長・代表）
- 淡路 剛久（法学・民法、立教大学名誉教授）
- 池内 了（宇宙物理学、名古屋大学名誉教授）
- 井野 博満（金属材料学、東京大学名誉教授）
- 磯野 弥生（法学・行政法・環境法、東京経済大学名誉教授）
- 大島 堅一（環境経済学・環境政策学、龍谷大学教授）
- 海渡 雄一（弁護士、脱原発弁護団全国連絡会共同代表、元日本弁護士連合会事務総長）
- 河合 弘之（弁護士、脱原発弁護団全国連絡会共同代表）
- 今野 順夫（法学・労働法、元福島大学学長）
- 崎山比早子（医学博士、元国会東電福島原子力発電所事故調査委員会委員）
- 島菌 進（宗教学、東京大学名誉教授）
- 下山 憲治（法学・行政法・環境法、早稲田大学教授）
- 鈴木達治郎（原子力政策、長崎大学教授）
- 鈴木 浩（地域計画、福島大学名誉教授、元福島県復興ビジョン検討委員会座長）
- 関 礼子（環境社会学、立教大学教授）
- 田中 優子（江戸文化・比較文化、法政大学名誉教授）
- 寺西 俊一（環境経済学、一橋大学名誉教授、日本環境会議理事長）
- 長谷川公一（環境社会学、東北大学名誉教授、尚絅学院大学特任教授）
- 原科 幸彦（社会工学、千葉商科大学学長、東京工業大学名誉教授）
- 吉村 良一（法学・民法・環境法、立命館大学教授）

【参考】GX 脱炭素電源法案による原子力基本法第二条の改正部分（抄）

（特に、国の「責務」、「基本的施策」として原子力基本法に位置づける必要がない部分、位置づけるべきではない部分を下線で強調した。）

（基本方針） 第二条

- 3 エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者が安全神話に陥り、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて、これを行うものとする。

（国の責務） 第二条の二

国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力施設の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、原子力施設が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。

（原子力利用に関する基本的施策） 第二条の三

国は、原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力施設の安全性を確保することを前提としつつ、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発を促進し、これらを行う人材の育成及び確保を図り、並びに当該技術の維持及び開発のために必要な産業基盤を維持し、及び強化するための施策
- 二 原子力に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策その他の当該研究及び開発の推進並びにこれらの成果の円滑な実用化を図るための施策
- 三 電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策
- 四 原子力発電における使用済燃料の再処理等、使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及び廃止措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調整その他の必要な施策
- 五 最終処分に関する国民の理解を促進するための施策、最終処分の計画的な実施に向けた地方公共団体その他の関係者に対する主体的な働き掛け、文献調査対象地区又は概要調査地区等をその区域に含む地方公共団体、最終処分に理解と関心を有する地方公共団体その他の関係者に対する関係府省の連携による支援、最終処分に関する研究開発の推進を図るための国際的な連携並びに原子力発電環境整備機構及び原子力事業者との連携の強化その他の最終処分の円滑かつ着実な実施を図るために必要な施策